

会社分割に関する事後備置書類

株式会社ODKソリューションズ

株式会社ポトス

2022年7月1日

各位

大阪府大阪市中央区道修町1丁目6番7号
株式会社ODKソリューションズ
代表取締役社長 勝根 秀和

大阪府大阪市中央区道修町1丁目6番7号
株式会社ポトス
代表取締役社長 河合 勇治

吸収分割に係る事後開示書面

株式会社ODKソリューションズ（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社ポトス（以下「承継会社」といいます。）は、2022年5月27日付で締結した吸収分割契約に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を実施しました。本件分割に関する会社法第791条第1項第1号、同条第2項及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、次のとおりです。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割となります。

1. 本件分割の効力が生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2022年7月1日

2. 分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

分割会社は、会社法第784条第2項の規定（簡易分割）に該当するため、会社法第784条の2の規定による手続は行っていません。

(2) 会社法第785条による手続の経過（反対株主の買取請求）

分割会社は、会社法第784条第2項の規定（簡易分割）に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っていません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権の買取請求）

分割会社は、新株予約権を発行していませんので、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の保護）

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2022年5月30日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号、同第 201 条第 3 号）
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

吸収分割の差止請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、承継会社の株主に対して通知を行いました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定に沿って、株式の買い取りを請求した株主はありませんでした。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 5 月 30 日付官報において公告を行いました。が、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社には知っている債権者はありませんので会社法第 799 条第 2 項の規定による催告は行っておりません。
4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則 第 189 条第 4 号、同第 201 条 4 号）

分割会社は、2022 年 7 月 1 日をもって、分割会社のカスタマーサクセス関連事業に関する権利義務の一部を承継会社に承継させました。これにより承継させた資産の額は 18,840,800 円、負債の額は 2,700,000 円です。
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号、同第 201 条 5 号）

本件分割に関する分割会社及び承継会社の変更登記申請は、いずれも 2022 年 7 月 15 日に行う予定です。
6. 吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号、同第 201 条 6 号）

該当事項はありません。

以上